

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 教育部
- (2) 監査実施期間 平成28年10月3日～平成28年11月30日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成28年度、平成28年4月1日から平成28年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の平成28年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【教育総務課】

(歳出)

監査項目 特殊建物定期調査業務委託料（小学校）

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について、適正に行なわれているか。
 - ③委託内容の履行確認は適正に行なわれているか。

(歳出)

監査項目 大阪・泉北・三市一町中学校体育連盟加盟金

- 着 眼 点
- ①加盟金の算出は合理的な基準により行われているか。
 - ②加盟金の支出は適正に行われているか。

【学校教育課】

(歳入)

監査項目 (府補助金) 市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

- 監査項目 原子力・エネルギーに関する教育支援事業に係る備品購入
着 眼 点 ①支出は適正に行われているか。
②支出対象は関係規定等に合致しているか。

【社会教育課】

(歳入)

- 監査項目 スポーツ施設予約システム・運動施設使用料
着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
③調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

- 監査項目 子ども元気広場推進事業委託料
着 眼 点 ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
③委託契約の手続き等について、適正に行なわれているか。

【こども家庭課】

(歳出)

- 監査項目 あおぞら児童会施設改修工事費
着 眼 点 ①竣工検査は確実に行われているか。
②請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。
③契約書に定められた期間内に支払われているか。

【子育て支援課】

(歳出)

- 監査項目 子育てネットサイト作成更新業務委託料
着 眼 点 ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
②委託料の支出は適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【教育総務課】

(歳出)

- 監査項目 特殊建物定期調査業務委託料 (小学校)

予算現額	支出済額 (9月末現在)
893,000 円	0 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について、適正に行なわれているか。
 - ③委託内容の履行確認は適正に行なわれているか。

建築基準法第 12 条第 1 項の規定により、本市が所有する学校及び学校施設の体育館については、階数が 3 以上、又は床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のものは、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について 3 年に 1 回、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者にその状況を調査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないことになっている。

本市の場合、平成 28 年度が定期調査の対象年度となっており、市内 7 小学校を対象に調査を行い、調査報告書を平成 28 年 9 月 15 日に特定行政庁である一般財団法人大阪建築防災センターに提出している。

業者選定については、有資格者名簿（平成 28 年度版）より市内登録業者で 2 者、平成 23 年度の落札業者で、泉大津市の業者 1 者を選定し、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号の規定により指名競争入札を行い、契約を締結している。

この業務委託料について、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出は適正に処理されていた。

契 約 業 者 名	奥野一級建築士事務所
契 約 履 行 日	平成 28 年 7 月 21 日～平成 28 年 11 月 30 日
契 約 保 証 金	高石市契約規則第 46 条第 3 号により免除
契 約 金 額	675,108 円
支 払 方 法	請求書受領後 30 日以内
支 出 年 月 日	平成 28 年 10 月 21 日

(歳出)

監査項目 大阪・泉北・三市一町中学校体育連盟加盟金

予算現額	支出済額 (9 月末現在)
295,000 円	290,520 円

- 着 眼 点
- ①加盟金の算出は合理的な基準により行われているか
 - ②加盟金の支出は適正に行われているか

泉北三市一町中学校体育連盟は、和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町の中学校で組織されており、各中学校体育各部の親善と技術向上を図り、人間形成の一助とすることを目的とし、各種競技会及び記録会の開催、中学校体育の調査研究並びに講習会の開催等の事業を行っている。また、泉北三市一町中学校体育連盟規約第 6 条により、種目別専門部（陸

上部、体操部、軟式野球部、卓球部等)を置き、大阪府及び泉北地区中学校体育連盟に加盟することとなっており、同規約第12条で定められた各加盟金を一緒に払い込んでいる。

(泉北三市一町中学校体育連盟規約12条)

本連盟の収入は次のようにする。

加盟金は、生徒一人あたり80円×生徒数とする。

大阪府中体連加盟金 (一校 35,000円)

泉北地区中体連加盟金 (一校 18,000円)

支出負担行為については連盟からの申請書類を受けて行っている。

平成28年度における高石市の加盟金の算出は次のとおりであり、決裁行為書、支出関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

算定生徒数(高石中、高南中、取石中)	1,644名	×	80円	=	131,520円
大阪府中体連分	35,000円	×	3校	=	105,000円
泉北中体連分	18,000円	×	3校	=	54,000円
合計					290,520円

支出負担行為日 平成28年4月28日

支出年月日 平成28年5月23日

支払金額 290,520円

【学校教育課】

(歳入)

監査項目 (府補助金)市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金

予算現額	調定額	収入済額(9月末現在)
2,490,000円	2,490,000円	0円

- 着 眼 点
- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた教育を進めているが、たんの吸引や導尿などの医療的ケアを必要とする子どもたちも、地域の小中学校に就学し、地域の仲間とともに学習できる環境整備の充実が求められている。また、ノーマライゼーションの進展や医療技術の進歩、さらに障がいの重度化、多様化に伴い、小中学校においては医

療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているが、これらの児童生徒に教員は医療行為を行うことができないため、適切な医療的ケアを行なう看護師の配置が必要不可欠である。

大阪府では医療的ケアの必要な児童生徒が、地域の小・中学校で安心して学校生活が送れるよう体制を整備するとして、市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)を設け、市町村が小・中学校に看護師配置を行う場合、これに要する経費を補助している。

本府補助金は、標準授業日数(200日)の範囲内で看護師の配置に要する経費(日額上限8,300円)について、補助率1/2(府:1/2 市町村:1/2)で実施しており、本市においては、平成21年度から本補助事業を活用しており、本年度は2小学校・1中学校に看護師6人(各校2人)が配置されている。

事業に要する経費はパート職員賃金で、事業を実施するにあたり、要綱に基づき、実施計画書及び収支予算書を添えて交付申請を行い、補助対象経費、調定手続き等は以下のとおりである。

(単位/円)

	補助対象経費	補助対象経費 限度額 (※)	補助基準額 (a)	補助金額 (a)×1/2
看護師配置事業	8,531,000	4,980,000	4,980,000	2,490,000

(※) 標準授業日数(200日)×日額上限額(8,300円)×実施校(3校)

交付申請日	平成28年4月20日
交付決定日	平成28年8月2日
調定日	平成28年8月2日
収納予定日	平成29年5月31日

事業終了予定は平成29年3月31日とし、事業終了後は要綱第10条の規定により収支報告書等の必要書類を添えて実績報告書の提出を行い、審査の後、交付額の確定通知を受けた日より直ちに交付請求書を提出予定である。また、交付申請書等関係書類を監査した結果、要綱に基づき適正に処理されており、調定額の算定、調定の時期及び手続き等についても適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 原子力・エネルギーに関する教育支援事業に係る備品購入

予算現額	支出済額(9月末現在)
956,448円	956,448円

着眼点 ①支出は適正に行われているか。
②支出対象は関係規定等に合致しているか。

文部科学省は、学校教育の場において、エネルギーや原子力について理解を深め、自ら考え、判断する力を身につけるための環境整備を図る観点から、都道府県が学習指導要領の趣旨に沿って主体的に実施するエネルギーや原子力に関する教育に係る取り組みを支援している。それを受けて大阪府は、大阪府原子力・エネルギーに関する教育支援事業補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)を設け、市町村が原子力やその他のエネルギーに関する教材、教具その他の設備の整備等の教育支援事業に要する費用の全部又は一部に充てるための補助金を交付している。

その補助金事業として本年度は、中学校における原子力・エネルギー教育に係る教材の整備を行うため、実験器具・実験材料の購入を行ったものである。事業を実施するにあたっては、要綱に基づき経費内訳書を添えて交付申請を行い、調定手続き等は以下のとおりである。

交付申請日	平成 28 年 4 月 22 日
交付決定日	平成 28 年 6 月 28 日
調 定 日	平成 28 年 6 月 28 日
収納予定日	平成 29 年 5 月 31 日

歳出経費内容は以下のとおりで、市内 3 中学校に 3 年生理科教材として購入したものである。

物品名称	数量(台)	使用用途等
デジタル放射線測定器 (線源(※)付き)	24 (各校 8)	線源を使った実験を行い、放射線の観測やその特性を調べるために使用することで、放射線に関する正しい知識を身につけさせる。

(※) 放射線を照射するための放射線発生装置

購入については、契約検査課において 3 者より見積徴取し、最も低廉価格の業者と契約しており、契約内容については下記のとおりである。

契約業者名	株式会社 岡本三昭堂
発注起案日	平成 28 年 7 月 11 日
契約締結日	平成 28 年 8 月 10 日
契約金額	956,448 円
納品日	平成 28 年 9 月 2 日
請求日	平成 28 年 9 月 5 日
支払日	平成 28 年 10 月 3 日

この購入について、物品購入契約伺書、支出命令書等を基に監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【社会教育課】

(歳入)

監査項目 スポーツ施設予約システム・運動施設使用料

予算額	調定額	収入済額 (9月末現在)
18,657,000 円	7,388,625 円	7,312,100 円

- 着 眼 点
- ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
 - ②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
 - ③調定の時期及び手続きは適正か。

スポーツ施設予約システム・運動施設使用料は、高師浜野球場、高師浜運動場の運動広場及びテニスコートの使用者から高石市立野球場条例第7条及び高石市立運動場条例第7条に基づき原則前納される使用料であり、各施設の使用料等は各表のとおりである。

使用区分	単位	使用料
野球場	1 時間	1,400 円
照明設備	30 分	2,000 円

施設区分	使用区分		単位	使用料
運動広場	運動広場		1 時間	2,500 円
	照明設備		30 分	1,500 円
テニスコート	コート	1 面	1 時間	900 円
	照明設備	1 面	30 分	350 円

スポーツ施設予約システムは、「オーパスシステム」という名称で、自宅などのパソコンや携帯電話等からインターネットを利用してスポーツ施設の空き情報の照会や利用の申し込みなどができるもので、抽選による施設予約や使用料の口座振替を採用したシステムである。このシステムの利用には登録が必要であり、登録した利用者にはオーパスカードが発行される。

使用料については、毎月月末締めで、翌月 10 日から利用者ごとの利用状況情報の抽出が可能となるため、原則毎月 10 日（当日が土・日・祝日の場合は次の平日）に抽出を行うとともに、調定書を作成し、毎月 20 日（当日が土・日・祝日の場合は翌営業日）に、利用者が登録した金融機関の口座から本市指定の各金融機関へ口座振替を行うこととしている。その後（5 営業日程度経過後）、本市指定の各金融機関から本市に提出される口座振替結果データにより確定処理を行い、納付書を作成し、月末に会計に収納することとしている。

未納者への対応は、口座振替 1 回目未納者には翌月に再度振替を行う旨の通知書を送付し、口座振替 2 回目未納者については、オーパスカードの利用停止を行い、利用停止通知

書を送付する。その後、社会教育課窓口で未納金を納められた場合はカードの利用を可能とし、未納が続いている場合は督促を続けることとしている。

平成 28 年 9 月末日までの調定及び収納の状況は次表のとおりである。

【調定】

調定日	調定額 (円)	備考
5 月 10 日	1, 580, 125	4 月分
6 月 10 日	1, 551, 600	5 月分
7 月 11 日	1, 118, 500	6 月分
8 月 12 日	1, 600, 700	7 月分
9 月 16 日	1, 534, 900	8 月分
9 月 20 日	2, 800	平成 27 年度滞納分
計	7, 388, 625	

【収納】

収納日	収入額 (円)	備考
5 月 30 日	1, 483, 800	4 月分
6 月 30 日	1, 538, 500	5 月分
6 月 30 日	69, 125	4 月分
7 月 5 日	11, 000	4 月分
7 月 29 日	1, 057, 600	6 月分
7 月 29 日	8, 100	5 月分
8 月 2 日	10, 800	6 月分
8 月 5 日	5, 000	5 月分
8 月 5 日	32, 950	6 月分
8 月 31 日	17, 150	6 月分
8 月 31 日	1, 591, 700	7 月分
9 月 21 日	16, 200	4 月分
9 月 21 日	2, 800	平成 27 年度滞納分
9 月 29 日	6, 300	7 月分
9 月 29 日	1, 461, 075	8 月分
計	7, 312, 100	

調定額の算定、調定の時期及び収納手続き等について関係書類を監査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 子ども元気広場推進事業委託料

予算現額	支出済額 (9月末現在)
1,680,000 円	1,421,000 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容・相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
 - ③委託契約の手続き等について、適正に行なわれているか。

子ども元気広場推進事業は、未来を担う子どもたちを健やかに育むため、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を推進する事業である。

そして、この事業は、大阪府教育コミュニティづくり推進事業として大阪府から補助対象経費の3分の2が補助され、各市町村が実施主体となり、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものである。

本市においては、各市立小学校区ごとに設けられた子ども元気広場推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）に委託して事業を行っており、本年度の各委託料（事業費）等については、次表のとおりである。

元気広場名	委託料 (事業費)	主な活動内容
高石小学校 子ども元気広場	252,000 円	・読書クラブ、サッカー教室、グラウンドゴルフ教室、 手品学び教室 ・放課後学習支援 など
羽衣小学校 子ども元気広場	189,000 円	・読み聞かせ、紙芝居、読書、囲碁、工作、ゲーム ・校庭運動（サッカー、テコンドー等） ・宿題アドバイス など
東羽衣小学校 子ども元気広場	98,000 円	・スポーツ広場、ファミリーバドミントン、えほんワ ールド、工作広場 ・昔遊びの伝承（東羽衣あそび隊） など
高陽小学校 子ども元気広場	189,000 円	・卓球 ・自主学习、宿題アドバイス など
取石小学校 子ども元気広場	252,000 円	・空手教室、囲碁教室 ・家庭学習サポート教室 など

清高小学校 子ども元気広場	189,000 円	・工作、折り紙、将棋、オセロ、百人一首、かるた等 ・バドミントン、サッカー、ドッジボール等 ・DSを活用した国語・算数の学習 など
加茂小学校 子ども元気広場	252,000 円	・サッカー、バドミントン ・なかよし活動 ・自主学习、宿題アドバイス など
計	1,421,000 円	

実行委員会は、各小学校区ごとに異なるが、概ね小学校長、PTA、校区の自治会、老人会、福祉委員会、婦人団体協議会、あおぞら児童会等の各代表者、民生委員・児童委員、青少年指導員等で構成されている。

委託料は、大阪府教育コミュニティづくり推進事業費補助金交付要綱に規定されている年間事業日数による1校区ごとの上限補助対象金額に基づいている。

年間事業日数	1校区上限補助対象金額
50日以下	98,000 円
51日以上100日以下	189,000 円
101日以上250日未満	252,000 円

また、業務の性質上、委託料の支払いは概算払いで行われ、業務内容が仕様書の基準に不足が生じる場合には、精算を行うこととされている。

契約は、業務の目的及び性質上競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行っている。

契約書、支出負担行為等の決裁行為書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約者名	高石市立高石小学校子ども元気広場推進事業実行委員会
契約年月日	平成28年4月1日
契約履行期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
契約保証金	高石市契約規則第46条第6号の規定により免除
契約金額	252,000 円
支払い	概算払い

※ 上記のほか、各小学校元気広場推進事業実行委員会を契約者として先記の表の委託料と同額の契約金額で、同様の契約がそれぞれ締結されている。

【こども家庭課】

(歳出)

監査項目 高石小学校あおぞら教室空調設備設置工事

予算現額	支出済額 (9月末現在)
2,400,000 円	1,236,600 円

- 着 眼 点
- ①竣工検査は確実に行われているか。
 - ②請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。
 - ③契約書に定められた期間内に支払われているか。

本工事は、高石小学校のあおぞら児童会の生徒数が増加したため、あおぞら教室を1室増やす必要があり、新たに空調設備設置工事を行ったものである。工事に関する概要等は以下のとおりである。

工 事 の 概 要	空調設備設置 1台 (4馬力)
工 事 依 頼 日	平成28年5月31日
契 約 締 結 依 頼 日	平成28年6月14日
入 札 ・ 契 約 の 方 法	指名競争入札 (5者)
契 約 締 結 日	平成28年7月6日
契 約 金 額	1,236,600 円
契 約 者	奥田電気工業株式会社
工 事 期 間	平成28年7月6日より平成28年8月25日
工 事 着 手 日	平成28年7月6日
竣 工 日	平成28年8月10日
検 査 日	平成28年8月10日

検査については、高石市監督及び検査事務規程第7条により契約金額が1,000,000円以上の工事については、検査担当課（契約検査課）が行うこととなっており、また同規程第14条の規定により、検査を行うに当たっては、監督員及び立会人として工事担当課（建築住宅課）の職員の立会いの下、行われている。

また、請負金額の支払いに関する事項は以下のとおりであり、契約書、支出負担行為等の決裁行為書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

支 出 負 担 行 為 日	平成28年7月6日
請 求 日	平成28年8月10日
支 払 日	平成28年8月23日
支 払 金 額	1,236,600 円

【子育て支援課】

(歳出)

監査項目 高石市子育てネットサイト作成更新業務委託料

予算現額	支出済額 (9月末現在)
506,000 円	0 円

着 眼 点 ①委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。
②委託料の支出は適正に行われているか。

子育て支援に関する NPO 法人・各種団体・個人がそれぞれの活動の子育て世代を中心に高石市民に情報提供し、子供の健やかな育成と保護者や関係者の健全な養育等支援に資することを目的として、子育て支援課を事務局として「子育て支援ネットワーク会議」が平成 22 年度に設立された。

この会の事業のひとつとして子育て関連自主ネットワーク活動情報提供事業があり、高石市子育て支援ネットワークの参加団体等の各種情報等を網羅し、あそびカレンダーをはじめ子育てに必要な情報を市民にわかりやすい形で掲載した携帯電話端末対応のインターネットサイトを構築し、高石市のホームページ等で公開を行い、情報メールを希望する市民に対しメール配信を行っている。サイトの更新及びメール配信は、原則毎月 1 日と 20 日に行われており、この業務を下記業者と委託契約している。業者の選定については、既存の本サイトを運営できるのは下記業者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により見積徴取のうえ、随意契約を行っている。

契約書、支出負担行為等の決裁行為書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契 約 者 名	株式会社スマートバリュー
契 約 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
契 約 履 行 期 間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
契 約 保 証 金	高石市契約規則第 46 条第 3 号の規定により免除
契 約 金 額	505,440 円
支 払 い	業務終了後 (年払い)